

第20回 法人(3)－権利能力なき社団

2005/06/20

松岡 久和

【権利能力なき社団】（E79-81頁、佐343-350頁）

Case39 Y₁は、Y₂・Y₃ほか20名の会員によって組織されている同好会で、会員から月額2000円の会費を徴収して、会の連絡や会場を借りる費用に当てていた。会は、毎月の例会と年1回の総会を開き、今年度は、Y₂を代表幹事、Aを会計担当に選任した。

Y₂とAは会員親睦旅行を企画したが、Y₃ら3名が都合がつかなかったり親睦旅行に会のお金を使うことに反対したので、賛同した17名だけが現地集合の形で旅行を行うことになり、Aが参加者のみから宿泊代金を各自3万円ずつ集めた。Y₂はホテルXに「Y₁同好会代表Y₂」として宿泊者の具体的氏名は明らかにすることなく17名の宿泊を申込み、前金としてAに1万円をX旅館の銀行口座に振り込ませた。

旅行当日、Aは預かった宿泊代金を持ち逃げして行方不明となってしまった。Xは、Y₁・Y₂・Y₃に宿泊・飲食代として計50万円を請求できるか。

1 権利能力なき社団とは

- ・実態として社団であるが法人格が認められないため完全な権利能力がないもの。

例 ①特別法がないため法人設立の採れなかった中間団体

②法人設立の採れなかった社団

③法人設立手続中の社団

※権利能力は事実上一部分認められているので（訴訟の当事者能力。民訴29条）、「法人格なき社団」とか「完全な権利能力までは認められない社団」というのが厳密な表現。組合にも民訴29条が（類推）適用される（**判例** 判24）。

※「権利能力なき財団」もありうる。

判例 百10＝判28（CEO財団事件。代表者は個人責任を負わないと判示）

2 組合関係としての処理の問題点

①組合員には出資義務はあるが（667条）、団体の活動に足る独自財産の確保は保障されない（→だからこそ組合員の分割的個人債務が残る）。

②組合の常務は構成員各自が組合の名で行える（670条本文）。

③組合財産は組合員の「合有」（668条）←→組合の名前での不動産登記はできず、構成員が多いか流動的だと共有登記は困難。代表者名で登記する以外に危険。

④組合員が脱退する場合、持分の払戻請求が可能（681条）。

←→そもそも持分権を有することが、長期の存続を予定している団体の独自財産の維持を困難にする点で、妥当でない場合が多い。

例 大学のボート部の購入したボートに対する卒業生の権利？・新入生の権利？

⑤組合員個人の債権者は、組合員を脱退させれば払戻請求権を差し押さえられる。

⑥組合員は組合債務についても、個人財産で損失負担割合に応じた無限責任を負う。

※組合に独立した法人格がないため、財産関係は組合員個人のものとなり、団体財産

と構成員の個人財産が峻別されない。

⑦組員には解散請求権がある（683条）。

←→社団の構成員の内部争いで社団の存立が脅かされうる。

⑧組員には残余財産分配請求権がある（688条2項）。

←→公益法人に相当する社団には不適切な場合が多い。

3 判例・伝統的通説による解決

3-1 基本方針：社団としての実態を有しているものには社団の規定を類推適用

要件

①組織性：団体の意思決定・業務執行・対外的代表機関の存在

②多数決原則：総会の決議や複数理事（理事会）の決定

③構成員の変更によっても影響されない団体の存続：構成員の資格・加入や脱退の定め・除名の定め等についての規約の存在

④団体内容の確定性：代表方法・総会運営・財産管理等

判例 百8＝判23（借入者が社団か構成員かが争点）による定式化。内田は、権利能力なき社団であるか否かは本件の結論に影響しないとする。

※構成員の財産と団体の財産の分離を重視する見解もある。また、最判昭和55年2月8日民集34巻2号138頁は、血縁団体につき多数決原則を要件としていない。

※権利能力なき財団では、①出捐者の個人財産から分離独立した基本財産、②運営組織、が要件とされている（上記百10＝判28）。

3-2 内部関係

- ・規約による事務処理。
- ・規約は総会での構成員の3/4以上の同意で変更可能（38条1項類推）。
- ・規約にない事項は総会の多数決（63条類推）。
- ・規約・総会決議の範囲内での理事の決定権（53条類推）。
- ・複数理事（理事会）における多数決（52条2項類推）。

3-3 財産関係・対外関係

- ・団体の財産は構成員の**総有**：管理処分権は団体にあり、構成員は持分権を持たない。→払戻請求権も残余財産分割請求権もない。→団体財産と構成員財産の分離。

判例 判25（法人格のない労働組合の分裂）

- ・預金などは代表者の肩書付のものが認められている（ただし、近時難しくなっている）。
- ・不動産登記は肩書付の代表者名義の登記もできない（←登記官に実質的審査権がなく、これを認めると財産隠しにつながる）。→全員ないし複数理事の共有名義登記か、代表者の個人名義登記。 **判例** 判26（留日華僑北省同郷連合会事件）
- ・代表者の債権者が代表者名義の財産を差し押さえても団体は第三者異議の訴え（民執8条）で排除できるし、代表者の勝手な処分は無効であるが、94条2項の類推適用の可否が論じられている。

類推適用否定説：真正の登記ができないので社団には帰責性がない。

類推適用肯定説：複数理事の共有登記など違法処分等を防ぐ方法があるから社団には帰責性がある。

- ・社団の債権者は社団財産を引き当てとできる。

※もっとも、社団相手に勝訴判決を得ても、個人名義の不動産への執行は困難（民訴115条1項4号→民執23条3項・27条2項－実質の証明による承継執行文付与？）。

- ・構成員は社団債務につき責任を負わない（物的有限責任）。

【判例】 百9＝判27（東北食品栄養協会事件）

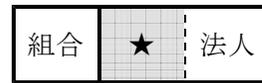
3-4 解散

- ・総有構成に忠実なら、全員の同意がないと総有の廃止（→単純共有）はできない。

3-5 基本にある考え方とそれへの批判

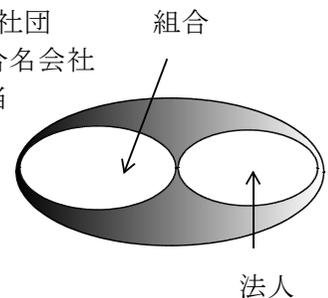
(1) 基本にある考え方

- ①社団と組合の峻別論（判24はそうでもない）。
- ②総有構成による団体的拘束の強化。



(2) 批判

- ①実態は様々で単純二分は不当。
- ②組合の規定と社団の規定はオーバーラップする。【例】合名会社
- ③村落共同体を念頭においた総有概念は柔軟性に欠け不適當



4 類型論（近時有力）

4-1 基本的な考え方

- ・社団の性格・具体的問題毎に性質に応じた規定を類推。

4-2 内部関係

- ・上記判例・通説と大差ない。

4-3 財産関係・対外関係

- ・持分の有無・その処分可能性・分割・払戻請求も規約等により認められる可能性がある。←有限責任中間法人では脱退時の基金返還を原則として認める（中間法人65条）。
- ・公益法人相当の社団では、逆に否定される可能性が高い。
- ・構成員個人の責任については説が対立。
 - ①営利性基準説：営利団体－無限責任の併存、非営利団体－物的有限責任。
 - ②持分基準説：潜在的持分もない社団法人型－有限責任、組合型－無限責任。
 - ③団体財産確保基準説：合理的出資の確保と財務状況の開示があれば物的有限責任。
 - ※③は中小企業投資事業有限責任組合契約に関する法律（1998年）をモデルにしている。中間法人法の区分による今後の影響が予想される。
- ・代表者の責任についても説が対立（これは本来類型論と必然的關係にない）。

①全面肯定説

②制限効定説：構成員が有限責任の場合に限る。

③全面否定説：組合・法人の場合との対比を根拠とする（【判例】 上記百10＝判28）。

※以上のどの説でも、代表者個人の不法行為責任は成り立ちうるし、取引の相手方は、自衛策として、代表者個人を社団債務の保証人にする方法がある。

4-1 解散

- ・総社員の3/4以上の多数決なら解散決議ができることになるか（69条）。無限責任中間法人では、多数決ではなく総社員の同意を解散事由としていることは（中間法人108条2号）、この議論に影響する。
- ・公益法人相当の社団では残余財産分配請求権は否定される可能性がある。一方、有限責任中間法人では、基金の返還が認められている（中間法人90条ほか）。

【法人格の否認の法理】（E81頁コラム50）

- ・会社の所有と経営が分離していない会社に構成員とは別人格であるという形式を重視すると不当な結論となるような場合、問題となっている法律関係に限って、信義則もしくは権利濫用により、法人格がないのと同じ扱いをすること。
- ・2つの類型
 - ①法人格の濫用
 - 例 会社の債務を弁済せず資産を新会社に譲渡して営業を継続した場合
不動産の譲渡人が第一買主を害する目的で目的不動産を自己が支配する会社に第二譲渡し先に登記を具備した場合
 - ②法人格の形骸化
 - 例 実質的にAの個人会社であるYを賃借人とする賃貸借契約につき賃借人XがAとの訴訟上の和解で明渡しを合意したが、Aが和解の効力はYには及ばないと主張する場合。
経営者Yの法人なりした個人企業Aにめぼしい資産がないときに、従業員Xに対する労災の責任をY個人は負わないと主張する場合。
- ・学説は、既存の法規や法理による解決を模索すべきであるとして安易な使用には批判的。→詳しくは商法第二部（会社法）で。

【参考文献】

- 星野英一「いわゆる『権利能力なき社団』について」民法論集第1巻（有斐閣、1970年）
阿久澤利明「権利能力なき社団」星野ほか編『民法講座(1)』237-289頁（有斐閣、1984年）
道垣内弘人「団体構成員の責任」ジュリスト1126号70頁（1998年）
内田貴『民法I〔第二版〕補訂版』213-230頁（東大出版会、2000年）
※レジュメ中の図は、内田214頁・219頁の図を参考に自作したものである。